

令和7年度 生活習慣病重症化予防事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度 生活習慣病重症化予防事業委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで。

3 業務の目的

生活習慣病の重症化を予防するため、医療による治療を要する者のうち、治療中断者及び未治療者に対し、対象者の特性に応じた受診勧奨を行う。受診勧奨を通じて、住民の健康寿命の延伸と医療費適正化の推進を図ることを目的とする。

4 委託する業務及び企画提案にかかる留意事項

生活習慣病重症化予防にかかる、国民健康保険被保険者の治療中断者及び未治療者に対する受診勧奨として、次の業務について企画提案すること。

(1) 受診勧奨対象者の抽出・選定

県が提供する事業参加保険者の国民健康保険被保険者レセプト電算コード及び特定健診結果データ等から、生活習慣病の治療中断者及び未治療者を抽出する。

(提供データ及び抽出基準：別紙1)

事業参加保険者と調整・確認を得て受診勧奨対象者を決定する。

(2) 医療機関受診勧奨の実施

4. (1)で決定した最終的な受診勧奨対象者(治療中断者及び未治療者)に対し、医療機関への受診を促す通知書の資材を作成する。

資材の形状は圧着ハガキとし、資材の内容は、全てを同一のものとはせず、対象者の特徴別等で内容を異なるものとする。

作成した医療機関への受診を促す通知書(圧着ハガキ)の発送を行う。

また、受診勧奨に効果的な手法等があれば併せて実施する。

(3) 効果分析・評価

令和7年度に実施した医療機関受診勧奨について、効果検証を行う。事業実施内容のほか、受診勧奨実施後の受診者数等の効果検証結果について、県全体版のほか、事業参加保険者毎に取りまとめる。

とりまとめた効果検証結果については、県及び事業参加保険者へ対して個別説明会を実施する。

- (4) その他 受診勧奨の効果を高めるための工夫及び取組を行う。

※ 参加保険者 4 市町村、被保数 40,000 人、受診勧奨対象者 3,000 人を見込むこと。

5 著作権

本業務で制作した全ての成果物の著作権は、原則、県に帰属することとする。これと異なる取扱いとする場合は、企画提案書にその内容を記載すること。本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。

受託業者は、成果物に関して著作権人格権を行使しないことに同意すること。また、当該成果物の著作権が受託業者以外の者であるときは、当該著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

6 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、プライバシーマーク等の個人情報の取扱いについて第三者評価機関の認証を取得していることが望ましい。
- (2) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は本業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等について、漏えい、滅失及び既存の防止その他個人情報の適正な管理のために、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を守り、必要な措置を講じなければならない。

7 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の2分の1以上の業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査、対象者抽出・分析、効果検証等などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務（個人情報取扱事務を除く。）

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他容易かつ簡易な業務として事前に県と別途協議を行った業務

8 その他の留意事項

- (1) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。